

令和5年度高等学校等給付奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部

1. 趣旨

公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部（以下「島根支部」という。）は、公益財団法人として、修学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により学資金の支払いが特に困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、並びに高等専門学校の第1学年、第2学年及び第3学年（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒を対象として、返還義務のない奨学事業（給付奨学金）を実施します。

2. 応募資格

令和5年度、島根県内に所在する高等学校等に在学し、次の応募条件に該当する生徒

3. 応募条件

次の各条件をすべて満たす生徒

- (1) 家庭の事情により、学資金の支払いが特に困難と認められるもの
- (2) 向学心に富み、かつ学業に耐えうるもの
- (3) 在学する高等学校等校長の推薦を受けたもの
各高等学校等1校1名以内とするが、在籍生徒数が多い全日制の高等学校等（令和4年5月1日現在の在籍生徒数が650人以上の学校）については1校2名まで可とする。なお、分校、分教室及び複数の課程をおく学校の各課程はそれぞれ1校とみなす。
- (4) これまでに、この奨学金の給付を受けていないもの

4. 給付内容

- (1) 給付額 一人当たり15万円
- (2) 募集人数 48人
- (3) 返還 原則として返還の必要はありません。ただし、次の場合には、既に給付した奨学金の全額又は一部の返還していただくことがあります。
 - ① 奨学金を給付目的以外に使用したとき
 - ② いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
 - ③ 休学、転学、留年の事由が適当でないとき
 - ④ 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
 - ⑤ その他奨学生として適当でないとき
- (4) 給付 給付金は、原則として、島根支部役員等から、在籍する学校の校長立ち会いの下、親権者同伴にて奨学生に目録を手交し、その後、奨学生又は親権者名義の口座に送金します。

5. 応募の手続き

- (1) 応募期間 令和5年5月1日から6月20日まで（当日消印有効）
- (2) 提出書類
 - ① 給付奨学生申請書（給奨学様式1）
 - ② 高等学校等給付奨学生推薦書（給奨学様式4；在学する高等学校等校長の推薦書）
＊以下、「調査書記入上の注意」及び「調査書記入例」を参照すること。
 - ③ 高等学校等給付奨学生申請者調査書
 - ④ 所得証明書（市町村発行の原本）等
同一生計の家族全員の直近のもの。ただし、就学者、小学生未満は省略可能。
 - ⑤ その他必要に応じて支部長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- (3) 提出先 〒690-0887 松江市殿町33番地
公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部
TEL：0852-24-1059 FAX：0852-31-6089

6. 選考

島根支部が設置する奨学金選考委員会の選考を経て、島根支部長が（公財）日教弘理事長に推薦し、理事長が採用を決定します。結果については在籍する校長を通じて本人に通知します。

7. 成果報告書の提出

奨学生は、令和5年度末に「給付奨学生成果報告書（給奨学様式13）」を島根支部長あて提出します。

8. その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類に記載された個人情報、選考及び選考結果の通知のためにのみ使用し、公益財団法人日本教育公務員弘済会の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に基づき、秘密を保持し目的以外には利用しません。